

(7) 歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致

ア はじめに

ここでいう鎌倉の山稜部とは、中世の時代において、まちの中心部を三方から取り囲む山々の連なりを指すものである。当時の山稜部は、防御性に富み、機能的に整備された都市構造を担う重要な役割を果たしていた。今日の山稜部は、山稜中腹に抱かれた社寺等の歴史的遺産とその後背となる緑が調和し、一体となって、鎌倉特有の歴史的な景観を形成している。



写真2-253 鎌倉市の市街地・山稜

鎌倉時代、陸上交通の要衝として山稜の尾根を垂直に掘り下げ、その底面を路面とした「切通きりどおし」が整備された。また、切通や山腹の崖などには、「やぐら」と呼ばれる横穴式の中世墳墓及び供養施設と考えられる遺構が多く存在し、県・市指定史跡に指定されているものもある。

このように鎌倉の山稜部には、鎌倉時代に武家が山に手を加えて造った切通ややぐら、中世以降の古道などの多く文化財・歴史的建造物が点在しており、山稜部そのものが後世に守り伝えていかなければならない文化財であるともいえ、鎌倉の歴史が形成される上での物理的な基盤となっていることも、山稜部そのものが昔と変わらぬ形で守られてきたことの大きな理由である。

イ 保存活動のきっかけとなった御谷騒動

鎌倉では、山稜の中腹にある社寺とその背景となる緑、そして、周囲の市街地が調和し、一体となって鎌倉特有の景観を創造し、古都として守るべき「歴史的風土」を形成している。

古都保存法は、この「歴史的風土」の保存を目的とし、昭和41年(1966年)に制定された法律である。この法では、「歴史的風土」を「歴史的な建造物や遺跡などと、それを取り巻く樹林地などの自然物環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況」と規定しており、社寺などの歴史的建造物と背後の自然的環境を一体として保存していくこととしている。

鎌倉の山稜部の保全活動が盛んになり、かつ古都保存法制定のきっかけとして、御谷騒動がある。

鎌倉は、我が国が高度経済成長期を迎えた昭和30年代中頃から「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地造成の波に飲まれていった。

鎌倉地区西側に隣接する七里ガ浜地区や円覚寺裏山の明月谷北側など、これだけで約112ha、3,000余区画の宅地が造成され、戦後鎌倉の都市化に拍車を掛けていった。そして、この波は、古都鎌倉の聖域ともいえる鶴岡八幡宮の裏山「御谷」にまで迫ることとなる。



写真2-256 航空写真
(昭和31年(1956年))



写真2-255 航空写真
(昭和63年(1988年))



写真2-254 航空写真
(令和元年(2019年))

鶴岡八幡宮西側の谷戸である御谷は、鶴岡二十五坊跡があった遺跡で、風致上や歴史上、また植物学上からみても鎌倉において最も重要であり、鎌倉の都市構造の要でもあるこの地を宅地にするということは、鎌倉そのものの破壊ともいえる行為であった。昭和39年(1964年)にこの宅地造成の計画を知った地域住民は、「鎌倉の自然を守る会」や、昭和26年(1951年)から市民による政策を提言する団体として活動していた「鎌倉三日会」などの市民団体の協力を得て、後に「御谷騒動」と呼ばれる宅地造成計画への反対運動を展開していくこととなる。



写真2-257 鶴岡八幡宮
(昭和36年(1961年))

明治以降、鎌倉に別荘を持つ人々の中には多くの文化人が含まれており、英国で生まれた自然・歴史的建物の民間保護団体「ザ・ナショナルトラスト」など海外における自然保護の動きについても明るく、文化財や自然保護の意識も高かった。また、同じく鎌倉に住む学者たちも、200種の植物が茂る自然林を守るだけではなく、鎌倉の史跡と景観が、日本のみならず世界全体にとっても貴重であることなど各々の意見を述べ、多くの識者が市民による反対運動の推進を支えた。宅地造成計画に反対する婦人会が駅前街で街頭署名活動を行うと、日ごろから文化財保護の重要性を訴えていた大佛次郎をはじめ、里見弴、今日出海、小林秀雄、横山隆一なども署名運動に参加し、わずか一週間で20,000人を超える署名が集まるとい



写真2-258 鶴岡八幡宮

う成果を上げた。また、開発現場においては一般市民、学者、文化人、僧侶までがブルドーザーの前に立ちはだかり、ついには警察が出動するという切迫した状況にまで至った。この結果、1年間にわたり関係者による粘り強い話し合いが行われた末、宅地造成を押し進めても予定の利益が得られない程の条件が付されて開発が許可されたことから、事業者が計画を断念するに至り、さらに、このときに設立された日本初のナショナルトラスト団体といわれる鎌倉風致保存会が、市民等からの寄付金をもとに宅地造成予定地の一部の買収を行ったことで御谷騒動は終息を迎えた。

鎌倉の山稜部では、これまで、古都保存法の厳格な運用と市民の意識や活動に支えられ、山稜の樹林と一体となった歴史的環境が保全できており、山稜部は、歴史的遺産と調和し、特有の古都の景観を形成する緑の源となっている。

ウ 建造物

三方は山、一方は海に囲まれた地形を有している鎌倉では、市街地と社寺、そしてその背景にある山稜が一体となった鎌倉ならではの景観を形成している。山稜そのものが、鎌倉のまちを形作る大切な構成要素である。また、山稜部には、切通ややぐらなどの多くの文化財があり、鎌倉のまちの一部として、また、鎌倉の歴史を伝える文化財として重要な役割を担っている。

(ア) 切通

陸上交通の要衝として鎌倉の出入口にあたる山稜部に切通が造られた。中世において切通は、鎌倉と外部を結ぶ連絡路として存在するだけでなく、防衛上の要衝でもあり、源頼朝は、切通等、鎌倉と外部との往来口付近には有力な御家人を移住させていたと伝えられる。北条氏もこの基本的な姿勢を踏襲し、それぞれの要所に北条氏または一門ゆかりの有力な一族を居住させていた。

後に「七口」あるいは「七切通」と称されるようになった、名越切通、朝夷奈切通、巨福呂坂、亀ヶ谷坂、仮粧坂、大仏切通、極楽寺坂切通のうち、6つの切通は、鎌倉の地勢とその外部との連絡状況を示す重要な史跡であることから、それぞれ切通路とその周辺の丘陵部を含む範囲が国指定史跡に指定されている。

a ^{なごえ}名越切通・大切岸

鎌倉南部の丘陵地を北西－南東方向に通る切通で、史跡指定範囲は、鎌倉市と逗子市にまたがっており、鎌倉市域では約6.2haが指定されている。

往時は、鎌倉と三浦半島を結ぶ要路で、周辺には、平場や切岸、やぐら等の遺構が分布

しており、鎌倉市域の平場には、市の文化財に指定されている石廟（石造墳墓堂）が2基存在している。

切り開かれた明確な時期は不明であるが、『吾妻鏡』の天福元年（1233年）8月の条に「名越坂」の記述があることから、13世紀前半には整備されていたと考えられる。

また、日蓮ゆかりの法性寺（逗子市）のある山腹には大切おおきり岸ぎしという山腹を垂直に削った人口の崖が300mほど続いている。平場が数段ひな壇上に造られている場所もあり、発掘調査で中世からの石切り場であったことが分かっている。



写真2-259 名越切通

b 朝夷奈切通あさいな

鎌倉東部の丘陵の谷筋を東西方向に通る切通で、史跡指定範囲は鎌倉市と横浜市にまたがっており、鎌倉市域では、約7.7haが指定されている。切り取られた岩肌が道と小川を挟み、両側から壁のようにせまるような形をしている。

平成11年（1999年）度～12年（2000年）度実施された切通周辺部の詳細分布調査では、多数のやぐら群、切岸、削平地等の遺構が確認された。

『吾妻鏡』によると、仁治元年（1240年）に造営が決定され、その翌年に第三代執権北条泰時の監督のもとに工事が進められており、建長2年（1250年）には補修工事が行われている。

朝比奈切通は、鎌倉と金沢を結ぶ幹線道路として整備され、鎌倉に物資を供給するうえで重要な交通路であった。特に塩の運搬において重要な役割を担っていた。

室町時代以降も利用されており、江戸時代には、鎌倉遊山などで鎌倉と江戸の往来が盛んになり、江の島、鎌倉、金沢八景のある六浦むつうらをつなぐ道として頻りに道の補修が行われた記録が残る。幕末から明治時代の頃には、峠に旅人をもてなすための茶店も設けられており、主要交通路として定着していたと考えられている。今でも切通の両側にそそり立つ切岸に当時の面影を感じることができる。



写真2-260 朝夷奈切通

c 巨福呂坂

往時は、鎌倉の中心部にある鶴岡八幡宮の西側と、建長寺門前を結んでいた要路。約2.7haが史跡に指定されている。

『吾妻鏡』では、嘉禎元年（1235年）に「小袋坂」において将軍藤原頼経の病氣平癒を祈る「四角四境祭」が行われたとの記述があるため、13世紀前半には整備されていたと考えられる。

鶴岡八幡宮西側の県立近代美術館別館前を通って北鎌倉へ抜ける現在の県道が明治19年（1889）年に開かれたため、史跡に指定されている旧道は現在途中で行き止まりとなっており、通り抜けができなくなっているが、旧道の傍らには江戸時代の庚申塔や道祖神が残り、当時の姿を想起することができる。



写真2-261 巨福呂坂切通

d 亀ヶ谷坂

鎌倉北部の東西に伸びる丘陵地を南北方向に通じ、扇ガ谷と山ノ内を結ぶ切通で、約3.9haが指定されている。武蔵（現在の東京・埼玉ほぼ全域に神奈川県東部を含めた地域）に通じる鎌倉の北の出入口であり、軍事的にも経済的にも重要な幹線道であったと考えられる。現在でも生活要路として使用されている。

『吾妻鏡』には、建仁2年（1202年）に第二代将軍源頼家が山ノ内に出かけた帰りに「亀谷辺」を通っていることが記されており、13世紀前半には道が存在したと考えられる。



写真2-262 亀ヶ谷坂

e 仮粧坂

鎌倉西部の南北に伸びる丘陵の尾根に交差するように通る道で、現在の源氏山公園を頂上として北の扇ガ谷に繋がる「仮粧坂」、南の佐助に繋がる「七曲坂」及びその交差部から西に向かって伸びる道により構成されており、約 10.9ha が史跡に指定されている。

藤沢から武蔵方面に通じる道で、今も昔の面影を残している。平成 7 年(1995 年)度及び同 12 年(2000 年)度実施した発掘調査の結果、山稜部において多数のやぐら群、火葬遺構、切岸、堀切、削平地、石切場跡等の遺構が確認された。

『吾妻鏡』では、建長 3 年(1251 年)に鎌倉中で商売を認められた 7 か所の一つとして挙げられており、13 世紀には商業地区として栄えていたようである。元弘 3 年(1333 年)5 月、新田義貞による鎌倉攻めの際に軍の主力を向けたので激戦地となった。

現在は坂を上ると鎌倉幕府末期に後醍醐天皇の側近として鎌倉幕府倒幕に尽力した日野俊基を祀る葛原岡神社のある源氏山公園に至る。



写真2-263 仮粧坂

f 大仏切通

鎌倉西部の丘陵の尾根筋に沿った南側斜面を北西－南東方向に通る切通で、往時は鎌倉から藤沢方面へ通じる要路であった。約 2.1ha が史跡に指定されている。大仏切通の東に隣接する常盤の地には北条氏の館があり、防衛拠点としても要所であったと考えられる。

道の両側に高い絶壁のような崖が切り立っている険しい山道で、江戸時代から明治時代にかけて何度か整備がされた。

常盤口付近の一段高くなった崖には、やぐらがいくつもあり、やぐらの中には五輪塔などもある。



写真2-264 大仏切通

g 極楽寺坂切通

7 つの切通のうち最も西側に位置する極楽寺坂切通は、坂ノ下から極楽寺、七里ガ浜、片瀬方面へ抜ける道であり、鎌倉・京都往還の重要な出入口であった。

極楽寺の門前まで続く坂道は「極楽寺坂」とも呼ばれている。この切通がいつ整備されたのかは分かっていないが、江戸幕府が編纂した地誌『新編相模国風土記稿』の明治 8 年(1875 年)の写本には、極楽寺の開山忍性によって切り開かれたと書かれている。また、

『太平記』には、新田義貞がこの切通から鎌倉に攻め込んだが、北条軍により侵入が防がれ、稲村ヶ崎に回ったという記述がある。

昔の切通は、今の成就院境内の高さのあたりを通る傾斜が急な細い崖路であったが、大正10年（1921年）に自動車の通行を可能にするため、10m以上大きく掘り下げられ、現在はその原型を留めていない。その後、昭和の時代に行われた工事により、道幅も広く、傾斜も緩やかな現在の姿となった。



写真2-265 昭和の工事の写真
(昭和48年(1973年))



写真2-266 極楽寺坂切通の写真

(1) やぐら

「やぐら」とは、鎌倉を中心とした地域に分布する、山稜の中腹に造られた横穴式の中世墳墓で、武士や僧侶など支配層の埋葬や供養の場として造られたと考えられ、常滑や瀬戸の壺に入れられた火葬骨が五輪塔、宝篋印塔、板碑などとともに納められているものもある。

その成立年代は、鎌倉時代後半から室町時代ごろと推定されることから、鎌倉が都市として機能していた時期に形成されたことがわかる。都市が発展し、人口が数万人から十万人とも推定されるほどに人口が集中する中、平地面積が少なく、利用できる土地に制限があった鎌倉において、地形を活かした墓の形であった。

周辺の植物に覆われ、ひっそりとたたずむやぐらは、中世の人々の営みを感じることができ、鎌倉の歴史を色濃く残している貴重な遺構といえる。

代表的なものとして、鎌倉市内では、次の表のやぐらが知られている。

表2-12 代表的なやぐら

名称	成立年代（推定）	概要
瑞泉寺裏山やぐら群 （国指定の史跡瑞泉寺境内）※	鎌倉時代後半～室町時代	瑞泉寺の裏山、天園ハイキングコース上に位置するやぐらである。
高時腹切りやぐら （国指定の史跡東勝寺跡）※	鎌倉時代後半～室町時代	東勝寺跡にあるやぐらで、新田義貞の鎌倉攻めの際に、鎌倉幕府第14代執権北条高時らがこのやぐらで自害したとの伝承から、この名が付いたとされる。
明月院のやぐら（国指定の史跡明月院境内）※	鎌倉時代後半～室町時代	明月院の開山堂左手にあるやぐらで、間口約7m、奥行6m、高さ3mと鎌倉で最大級のやぐらである。
綱引地蔵やぐら（国指定の史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓）※	鎌倉時代後半～室町時代	浄光明寺の裏山に位置するやぐらで、やぐら内に安置されている石造地蔵菩薩坐像は綱引地蔵と呼ばれ、鎌倉二十四地蔵の一つに数えられている。



写真2-267 地蔵やぐら
（大町釈迦堂口遺跡）

名称	成立年代（推定）	概要
地蔵やぐら、日月やぐら、唐糸やぐら等 （国指定の史跡大町釈迦堂口遺跡）※	鎌倉時代後半～室町時代	「名越ヶ谷」と呼ばれる谷戸の最奥部に位置している平場の北側の山稜部に位置する。64 基を数え、市内でも大規模なやぐら郡である。中央に彫られた地蔵菩薩や五輪塔が安置されている。
百八やぐら(覚園寺) （県指定史跡）	鎌倉時代後半～室町時代	二階堂にあるやぐらで、覚園寺裏山の山腹に位置する。170 基以上を数え、中でも中央に丸彫りの地蔵菩薩が安置され、五輪塔や仏像などの壁面彫刻が刻まれている地蔵やぐらが最大である。地蔵や五輪塔が刻まれたものなど、鎌倉の代表的なやぐらが多く見られる。
瓜ヶ谷やぐら群 （市指定史跡）	鎌倉時代後半～室町時代	葛原岡・大仏ハイキングコースの中間・葛原岡神社の北側にあるやぐらで、5 基を数え、中でも中央に丸彫りの地蔵菩薩が安置され、五輪塔や仏像などの壁面彫刻が刻まれている地蔵やぐらが最大である。
多宝寺址やぐら群 （市指定史跡）	鎌倉時代後半～室町時代	扇ガ谷にある浄光明寺内の谷の多宝寺の跡地に残るやぐらで8 基が指定されている。五輪塔や宝篋印塔が残り、常滑焼の壺や写経石が出土している。
番場ヶ谷やぐら群 （市指定史跡）	14 世紀代	十二所の番場ヶ谷にあるやぐらで、20 基を数える。「元徳三年」（1331 年）の銘文が刻まれた五輪塔の地輪が出土しており、14 世紀に成立したものと推定できる。
相馬師常墓やぐら （市指定史跡）	鎌倉時代後半～室町時代	扇ガ谷にあるやぐらで、千葉常胤の次男相馬師常の墓と伝わる。奥壁にある大型の龕は切石で閉鎖されており、鎌倉にあるやぐらの中でも特色のある形態である。

※ 国指定の史跡の中にあるやぐらを指す。いずれも史跡の構成要素となっている。

(ウ) 歴史的風土特別保存地区指定の山稜

鎌倉の景観を形成している山稜の中でも、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区に指定している山稜は、古都保存法の発祥の地としての歴史的な意義を有し、鎌倉のまちの骨格になるものとして市民、関係団体、事業者や鎌倉を訪れる人々にも広く認知されている。

古都保存法は、この「歴史的風土」の保存を目的として制定された法律であり、「歴史的風土」を「歴史的な建造物や遺跡などと、それを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況」と定義している。社寺、史跡、自然的地形が密接に結びついている鎌倉は、まさに歴史的風土の典型例として、現在、市域の約14.5%にあたる573.6haを歴史的風土特別保存地区に指定している。

歴史的風土特別保存地区に指定された山稜では、古都保存法の厳格な運用と市民の意識や活動に支えられ、山稜の樹林と一体となった歴史的環境の保全がなされており、歴史的遺産と調和し、特有の古都の景観を形成する緑の源となっている。

これらの山稜は、本来は自然物であるものの、古都保存法制定に至る経緯や法制定以降の市民・土地所有者等の歴史的風土の保全の理解と協力の実態から、市民・土地所有者等によって積極的に手入れされてきた、地域固有の歴史的風土を形成する歴史的建造物と捉える。

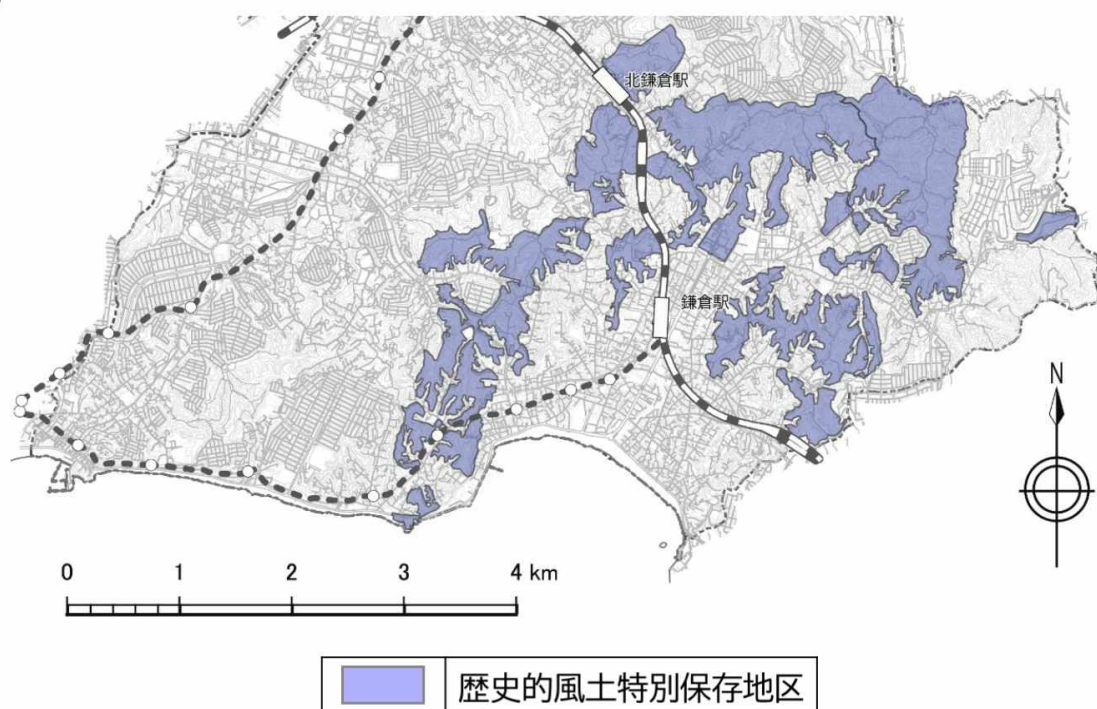


図2-38 歴史的風土特別保存地区

表2-13 歴史的風土特別保存地区の指定状況（令和8年4月1日時点）

市名	歴史的風土特別保存地区	
	地区名	面積 (ha)
鎌倉市	朝比奈切通し	7
	瑞泉寺	119
	護良親王墓	2
	浄妙寺	8.1
	永福寺跡	5.7
	寿福寺	18
	建長寺・浄智寺 ・八幡宮	172
	円覚寺	29
	大仏・長谷観音	110
	極楽寺	9.8
	稲村ヶ崎	6
鎌倉市及び 逗子市	妙本寺・衣張山	67
	名越切通	20
計2市	約13地区	573.6
	鎌倉市域	573.6
	逗子市域	0

※ 歴史的風土特別保存地区（573.6ha）のうち、206.3ha（36.0%）を神奈川県が所有管理している。
（令和8年（2026年）3月31日現在）

ウ 活動

御谷騒動に始まる一連の市民運動がきっかけとなり、特別措置法として制定されたのが古都保存法である。

鎌倉で御谷騒動が起きた頃、時を同じくして京都市、奈良市でも古都の景観を守ろうとする動きが高まり、各市に古都の環境保存を目的とした団体が組織されていった。古都における環境の保全については、従来から文化財保護法、都市計画法などに基づく各種の施策が講じられていたが、これらの法律をもって古都の景観を開発から守ることは到底できないという認識から、京都市、奈良市、鎌倉市の古都3市を中心とする「古都保存連絡協議会」が昭和40年（1965年）に結成され、古都の環境を保存する総合的な施策として、国に対して特別な立法措置を講じるよう要望した。

これにより関係都市選出の国会議員が中心となり、昭和41年（1966年）に超党派の議員立法による古都保存法が制定されることとなった。

鎌倉での市民運動が契機となる土地利用制度であるが、現在も市民の古都の環境に対す

る意識は高く、厳しい土地利用や建築規制を甘受し、その協力を得て、社寺・山稜の建造物や緑が一体となった古都の景観を見ることが出来る。

また、この御谷騒動を契機に設立された「鎌倉風致保存会」により、鎌倉の緑地の保全活動や古都保存法の趣旨目的の啓発活動が行われるようになった。

【ア】 民間土地所有者の協力による古都の緑の保全

古都鎌倉の山稜を形成する緑のほとんどは、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、昭和48年（1973年）に制定された首都圏近郊緑地保全法に基づく首都圏近郊緑地特別保全地区などに指定され、地域制緑地として都市計画で守られているが、未だその多くは私有地であり、土地所有者が主体となり、行政の支援を活用しながら緑地の保全を行っている。



写真2-268 市民による緑地等の手入れの様子(昭和52年(1977年))

緑地の所有者は自主的に、自身が持つ緑地内の樹木や竹の伐採・剪定、緑地内部の倒木・枯れ木の撤去処分などの維持管理作業を行っており、鎌倉の山稜周辺では、緑地の所有者から事業者が木々を伐採・剪定を行う姿を見ることができ、チェーンソーの音が聞こえ、鎌倉に住む人々が、鎌倉のまちが緑と一体となった風景を大切にしている思いを感じることができる。

これに対し、県及び市では緑地を将来にわたり良好に保全することを目的とし土地所有者の支援等を行っている。

例えば、神奈川県では、昭和49年（1974年）に神奈川県自然保護奨励金制度を発足し、運用している。同制度は、対象となる土地所有者に対する協力謝礼及び最低限の維持管理経費を交付するというもので、この交付金により、みどりの量的な確保とみどりの機能を発揮するための維持管理を促進させ、緑地が持つ公的な機能の向上を図っている。

また、鎌倉市では、昭和63年（1988年）から樹林維持管理事業を展開してきた。この事業は、市民サービスの一環で市が行ってきた危険木などの処理を制度化したもので、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域などの良好な環境を守るため、毎年順番に決められた地区内の土地所有者からの申請に基づき、鎌倉市が所有者に代わり樹木の枝払い等を実施していた。令和7年（2025年）度からは、鎌倉市民有緑地維持管理助成事業を立ち上げ、運用している。同制度は、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域などの指定区域内の山林の所有者に対し、管理負担の軽減のため、その機能を発揮させるために必要な維持管理に要する費用に対し助成を行うものである。

このような緑地などの土地の所有者、県や市の取り組みが続いていくことで、現在も山稜の建造物や社寺の背景としての緑が一体となった鎌倉独自の景観が守られ、鎌倉に住む人々だけでなく、訪れる人たちも古都の風情を感じることができるのである。

(イ) 鎌倉風致保存会の活動

御谷騒動を契機として文化人や著名人が発起人となり鎌倉市からの出資を受け、先述のように財団法人鎌倉風致保存会が設立された(平成23年(2011年)4月より公益財団法人となる)。昭和41年(1966年)に集まった寄付金と鎌倉市からの出資金で「御谷の森」1.5haを買収したことで我が国初のナショナルトラスト運動となった。

現在、鎌倉風致保存会は鎌倉市内に8.0haの緑地を所有管理するほか、古都保存法制定に至る経過の主旨の周知や風致保全の重要性など幅広い普及啓発活動を進めている。

現在、会は鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的に活動を継続し、市民の理解と意識の継承を図っている。また、活動に際しては、会の主旨を広く説明し、会の活動への参加と募金の協力を広く呼び掛けている。

a 緑地等の手入れ・清掃

鎌倉風致保存会では、先の御谷騒動以降、市民からの寄付金を募るなどして土地などを買い取るナショナルトラスト運動を行ってきた。平成9年(1997年)からは緑の手入れを自分たちの手で行う「みどりのボランティア」の活動に取り組んでいることが、同年の事業報告書に記載されている。ボランティア活動は年40回ほど、市民や企業ボランティアを広く募り、参加者は延べ1,000人以上に及び、会が所有している御谷山林(約1.5ha)、^{じゅうにそ}十二所果樹園(約5ha)に加え、史跡保存として、国指定の史跡の東勝寺跡、浄光明寺、朝夷奈切通や大仏切通、市指定史跡の内藤家墓地、建長寺回春院、光則寺など史跡に続く寺院の背後の緑地等での下草刈り、枝払い、倒木の処理などを行っている。



写真2-269 みどりのボランティア
(平成9年(1997年))



写真2-270 みどりのボランティア

b 古都保存法の主旨や緑地保全の重要性の周知・啓発活動

鎌倉風致保存会では、緑の手入れだけに止まらず、年間を通じて、様々なイベントを開催し、古都保存法制定に至る経緯や法の周知・啓発を行っている。

春と秋の旧大佛次郎茶亭公開は、会が支援する旧大佛次郎亭を公開する目的で開始され

ている。昭和 58 年（1983 年）から始まったことが、同年の事業報告書に記載されている。公開の時期には、貴重な歴史的建造物を見ようと多くの人々が来場する姿が見られる。



写真2-271 旧大佛次郎茶亭公開
(昭和 58 年(1983 年))



写真2-272 旧大佛次郎茶亭公開

この他にも、十二所果樹園で収穫した梅の販売会、家族で栗拾い、海岸清掃、藍染め体験教室、クリスマスリース教室やナショナルトラストコンサートなどで、いずれのイベントも毎回数多くの方の参加を得ている。

また、平成元年（1989 年）から毎年開催される「鎌倉市緑化まつり」には、平成 3 年（1991 年）から鎌倉風致保存会のブースを出店し、古都保存法に係るパネル展示などを行っている。

毎年、鎌倉駅東口と西口をつなぐ地下道のギャラリーでも同様のパネル展示を行っており、ギャラリー前では、足を止め、パネルを見る人々の姿が見られる。

鎌倉風致保存会の普及・啓発活動は、前述の古都保存法だけでなく、緑地保全の重要性を広く一般に周知するための活動にも及んでいる。「歴史ウォーク」（鎌倉風致保存会主催）は、平成 20 年（2008 年）に開始した事業で、年 4 回開催している。また、「古都鎌倉の緑と歴史探訪」（(公財) かながわトラストみどり財団との共催）は、平成 22 年（2010 年）に開始した事業で、春と秋の年 2 回開催している。

これらでは、それぞれに歴史や考古学等の専門家を講師として招き、講師の引率を得て、テーマに基づいて市内の史跡や山稜部を廻りながら、今も残る土木遺構の解説や文化財としての価値、これらと一体となる緑の重要性などを参加者に説明し、史跡や山稜部の緑を守ることに人々の意識の醸成を図っている。加えて、鎌倉市立中学校の卒業前の 3 年生を対象に、自分たちの住んでいるまちの自然とその保存に関心を



写真2-273 古都鎌倉の緑と歴史探訪
(平成 22 年(2010 年))



写真2-274 歴史ウォーク
(平成 22 年(2010 年))

持ってもらうため、市内の緑地の手入れ・海岸清掃など、地域のボランティア活動の場を提供するなど、啓発活動の範囲を広げている。

イベント時には、関係者が講師から真剣に話を聴く姿や、学生が緑地の手入れ・海岸の清掃活動などに励む姿が見られ、鎌倉の町や自然に向き合う人々の思いを感じることができる。

c ハイキングコースの安全確認・史跡の点検（ハイキング・パトロール）

緑地の保全や普及・啓発活動の他に、鎌倉風致保存会と市との協働事業として、平成20年（2008年）から、天園、祇園山及び葛原岡・大仏ハイキングコースのパトロールを実施している。会の会員ボランティアが中心となり、倒木の処理、枯損枝・危険枝の除去、危険木の確認やその報告書の作成などを行っている。パトロールを通して、これらのハイキングコースが、眺望景観だけでなく、鎌倉の貴重な財産として大切に守り、より良くしていこうとする参加者の使命感を感じることができる。



写真2-275 ハイキング・パトロールの写真
(平成20年(2010年))

(ウ) やぐらにおける供養

前述のとおり、鎌倉の山稜部をはじめとした各所で見られるやぐらでは、地域住民やそこを訪れた人たちによって、供養のための献花や清掃などが古くから行われ、大切にされていたことが昭和30年（1955年）代の写真からも確認できる。現在も、ハイキングコース沿いにある小規模なやぐらも含め、鎌倉市内の各所で献花や供物が供えられている光景や訪れた人が手を合わせる光景を見ることができる。こうした光景と通じて、やぐらが今もなお、供養の対象として地域の人々に大切に扱われていることを感じられる。

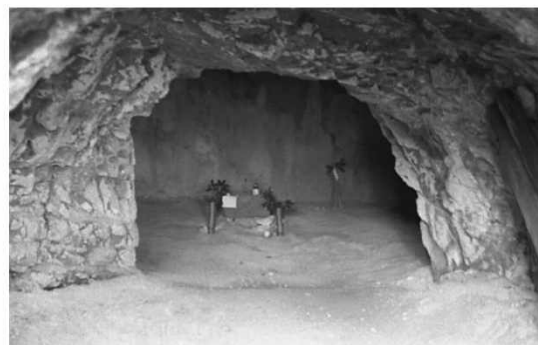
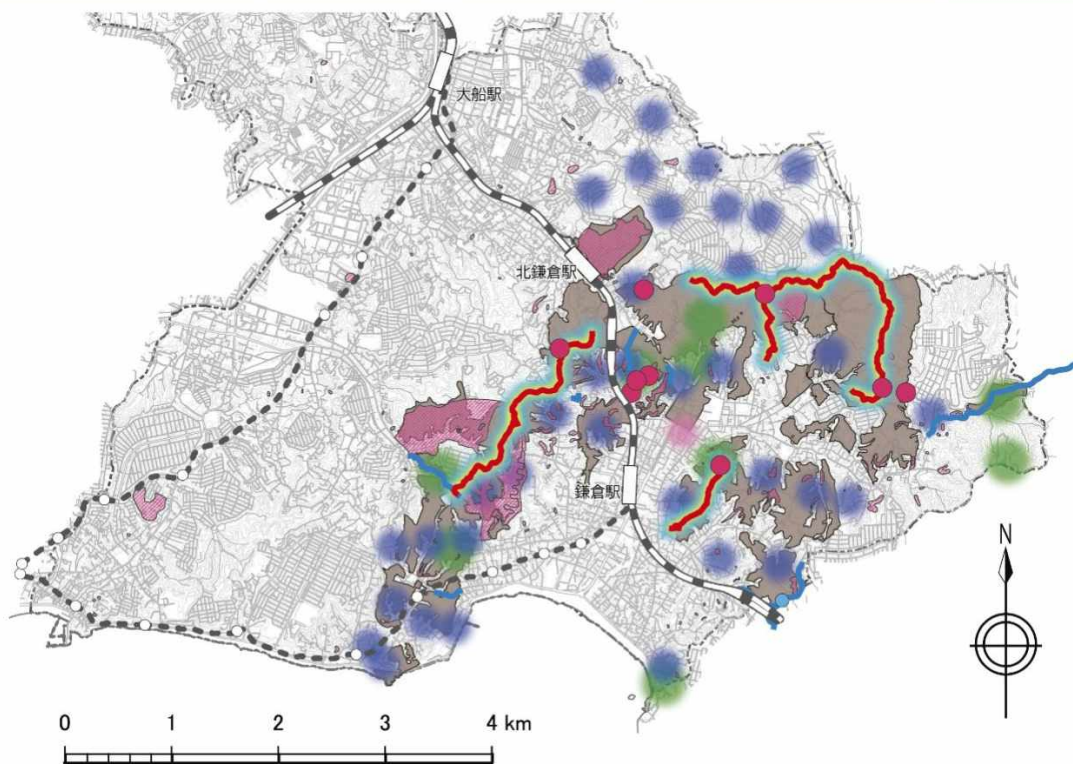


写真2-276 やぐらの献花等の写真
(昭和30年(1955年)代)














		切通
		大切岸
	歴史的風致を形成する建造物	やぐら
		やぐらが埋蔵されている範囲 (埋蔵文化財包蔵地の一部)
		歴史的風土特別保存地区
	民間土地所有者による緑の保全活動が見られる範囲 (自然保護奨励金交付箇所)	
	鎌倉風致保存会の活動が見られる範囲	みどりのボランティア実施場所
		周知・啓発活動
		ハイキングパトロールの実施場所
	やぐらにおける供養が見られる場所	
	ハイキングコース	

図2-39 歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動の市街地への広がり

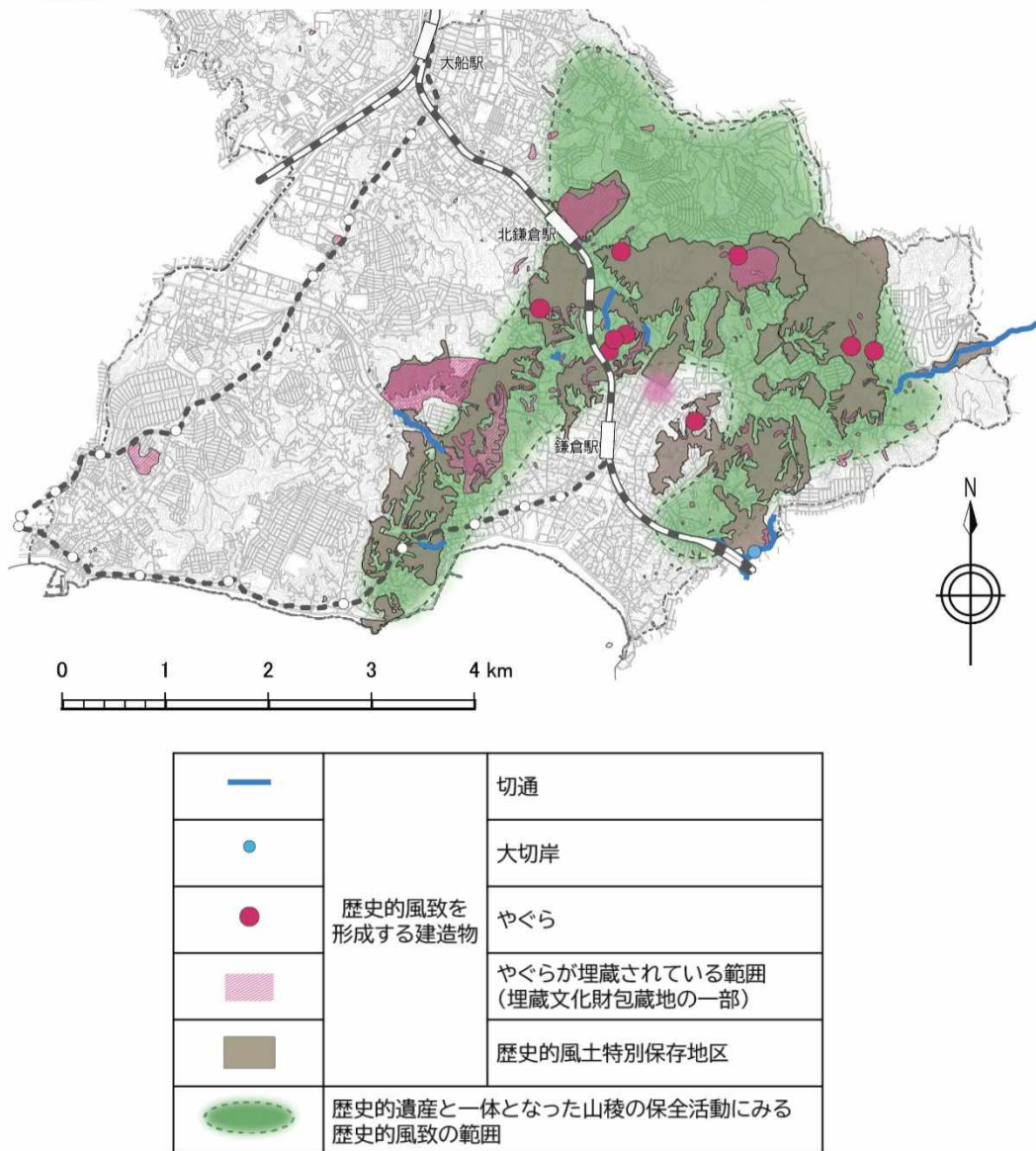


図2-40 歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致の範囲

コラム 鎌倉古道

切通を含む若宮大路・大町大路をはじめとする鎌倉古道は、鎌倉時代に鎌倉と各地を結ぶために整備された道で、鎌倉幕府が置かれていた鎌倉を中心に、関東一円に広がっていた。

特に京の都に近い側から「上道」「中道」「下道」と呼ばれる3本の幹線道路があり、そこから多くの支道が枝分かれしていた。これらの道は鎌倉幕府の御家人たちが鎌倉に向かうための戦略的な道として、また、物流の幹線道路としても利用されていた。

古道は山稜・社寺、山稜部同士を結び、これら街道沿いには、建長寺、円覚寺をはじめとする社寺や庚申塔、石仏などが点在している。その一部は尾根沿いのハイキングコースや人々の生活を支える道として今も使われており、これらを巡ることで鎌倉の歴史や中世の生活や文化を垣間見ることができる。

